年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間、59年4月及び同年5月の 国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで

② 昭和59年4月及び同年5月

これまで何度か転居したものの、国民年金保険料については、すべて納付していると思っていたが、申立期間①及び②の期間が未納になっていることを数年前に知った。

昭和62年8月から63年3月までの期間は、入院していたことから収入が無く、国民年金保険料を納付できなかったことから免除申請をしたが、それ以外の期間については、納付時期が遅れることもあったが、必ず納付していたはずなのに、申立期間①及び②の期間が未納となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月に国民年金に加入して以降、申請免除期間と申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる上、申立期間は、申立期間①が3か月、申立期間②が2か月とそれぞれ短期間である。

また、申立期間①について、A市における国民年金保険料の納付は、申立人が主張する集金による納付も可能であり、申立人の生活状況にも大きな変化は見られないことから、申立人が申立期間①の期間の国民年金保険料を納付しない特段の事情はうかがえず、申立期間①の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、「納付が遅れることがあっても連絡があれば必ず納付していた。」と主張し、昭和56年10月から57年2月までの期間及び平成16年1月から同年3月までの期間の国民年

金保険料については、納付勧奨により納付したことが確認できることから、申立人の主張を裏付けるものとなっているところ、申立期間②について、申立人は、59年4月にA市B町から同市C町に転居しているが、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳には、当該住所変更が同年4月2日付けで記載されていることから、社会保険事務所では、時期は不明であるが、申立人が住所を移動したことについて同日以降に把握しており、申立期間②の国民年金保険料が未納であれば、納付勧奨が行われたと推認でき、申立期間②のみ国民年金保険料を納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び② の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで

国民年金保険料の納付記録の照会の結果、平成6年12月から7年3月までの納付事実が確認できないとの回答があった。申立期間の国民年金保険料については、妻が私と妻の二人分を一緒に納めていた。妻の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年9月に国民年金の被保険者資格を取得後、60歳到達までの期間、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付するとともに、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っており、申立人の妻も45年11月に国民年金被保険者資格取得後は保険料を完納していることから、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間当時、申立人が営んでいた建設関係の事業所を担当していた会計事務所の職員は、「申立期間ごろに作成した源泉徴収票及び確定申告書に、申立人夫婦の国民年金保険料の納付額が違っていたような記憶は無い。」と供述しており、申立人は、「国民年金保険料は、妻がいつも二人分を一緒に支払っていた。」と主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付日が確認できる平成10年9月から15年8月までの期間において、夫婦は、同一日に保険料を納付していることが確認できることから、申立内容は基本的に信用でき、申立期間において、申立人の妻の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の国民年金保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から55年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、申立期間について国民年金に未加入となっていることがわかった。

国民年金に20歳で加入してからは、年金のことを意識していたこともあり、厚生年金保険から国民年金への切替えの際に、1か月くらいの間は空いているかも知れないが、5か月間も放っておいたことは絶対に無く、自分では手元にある年金手帳の記載とおりの資格記録と思っていた。

昭和53年4月に退職してすぐに役場で切替手続を行い、再就職するまで の間きちんと納付していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳以降 60 歳までの期間、厚生年金保険の切替手続時期を除いて申立期間以外に未加入期間は無く、申立期間前後の数年間は国民年金に任意加入しており、申立人及びその夫は、申立期間以前においては付加保険料を納付した期間があるなど、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が申立期間当時に入院していたことが確認できるところ、申立人は同時期の状況について、「入院前後の大変な時期に自分から任意加入を辞めたり、再加入の手続をした覚えは無い。」と主張しており、このほか申立期間当時の生活状況に変化があったことをうかがわせる状況も無く、申立期間のみが「未加入」となっているのは不自然である。

さらに、申立人所有の年金手帳の国民年金加入記録欄を見ると、申立人の任意加入期間の資格喪失日が、A町により昭和54年11月1日から56年7月1日に記録訂正されていることが確認できるが、同町の国民年金被保険者名簿に

おいては、資格喪失日が同年11月3日から54年11月1日に記録訂正されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

実家のある地域の世話役をしていた父親が、地元の住民から現金を集めているのを見て、何の集金か尋ねたところ、国民年金保険料を集めていると言われ、私にも国民年金に加入するように強く勧められたことから、自分で必要な書類に記入して、加入手続を行った。

それ以前に、結婚してから住んでいる地域の自治会等から国民年金への加入を勧められたことは無かったが、国民年金保険料をすべて納付してきたはずなので、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の夫が申立期間の前後を通じて厚生年金保険被保険者であったため、申立人は、本来、国民年金の任意加入対象者となるところ、昭和41年4月19日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時点においては、申立人は強制加入対象者として35年10月1日にさかのぼって資格取得したものとして扱われ、申立期間直後の39年10月から41年3月までの国民年金保険料を分割して過年度納付していることが特殊台帳の記載から確認できる。

また、申立期間のうち、昭和39年1月から同年9月までの期間については、 国民年金手帳記号番号が払い出された41年4月時点においては、当該期間に かかる国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、行政側も当該期間 にかかる過年度保険料の納付書を発行したものと考えられる上、申立人は、申 立期間を除く国民年金加入期間にかかる国民年金保険料を完納しており、一部 期間については付加保険料も納付しているなど、国民年金保険料の納付意識は 高かったことがうかがえることから、当該期間の国民年金保険料を過年度納付 していたものと考えるのが自然である。 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から38年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳、確定申告書等)も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和37年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月25日から同年5月1日まで

ねんきん特別便が届いて厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社B支社に勤務していた昭和37年4月25日から同年5月1日までの期間の記録が欠落していた。

私は、昭和35年12月10日にA株式会社に入社以来、退職する56年2月28日まで継続勤務しており、申立期間は、同社B支社から同社C支店に転勤になった時期であり、事務処理上の誤りであると思うので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A株式会社から提出された人事記録及び退職金支給計算書から判断すると、申立人が申立期間を含め昭和 35 年 12 月 10 日から 56 年 2 月 28 日まで同社に継続して勤務し(昭和 37 年 5 月 1 日にA株式会社 B支社から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社B支社における申立人の被保険者資格喪失時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社の本社管理部長は、「現在、転勤休暇があることから、申立人の申立

期間当時においても転勤休暇があったものと考えられ、B支社において昭和37年4月25日を被保険者資格喪失日とする事務処理の誤りがあったと思われる。」と供述していることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を、平成7年10月から8年9月までの期間及び9年7月から10年10月までの期間は41万円、8年10月から9年6月までの期間は38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付 する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から10年10月まで

昭和50年1月26日から平成15年12月25日までの期間、株式会社Aに継続して勤務したが、そのうち申立期間の標準報酬月額に係る社会保険庁の記録が、自分が保管している申立期間の給与明細書に記されている厚生年金保険料額から算出した標準報酬月額に比べ過少となっていることから、当該給与明細書に記されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書は、平成17年10月5日付けで破産廃止決定が確定している株式会社Aの破産管財人が保管する同社の15年1月から同年12月までの給与明細書の写しと同一様式である上、申立人に係るものについては記載されている金額が一致していること、同給与明細書の内容が同破産管財人が保管する「平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」に記帳されている内容と整合すること、申立期間当時の同僚が「同社は、申立期間当時から最後の給与支給まで同じ給与明細書を使用していた。」旨供述していることから、申立期間当時における申立人に対する給与支給金額及び当該給与からの源泉控除の内容を記したものと考えられ、申立人は申立期間当時において、当該給与明細書に記された厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成7年 10月から8年9月までの期間及び9年7月から10年10月までの期間は41万円、8年10月から9年6月までの期間は38万円に訂正するとすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株 式会社Aは平成17年10月5日付けで破産廃止決定が確定している上、申立 期間当時の事業主は死亡しているため不明であるが、申立人から提出された 申立期間を含む7年10月から11年9月までの期間の給与明細書において確 認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁が 管理するオンライン記録上の同期間の申立人の標準報酬月額とが一致しな い上、同オンライン記録で申立期間当時から同社が厚生年金保険適用事業所 に該当しなくなる前日の15年12月25日までの期間において、同社の厚生 年金保険被保険者であったことが確認できる申立人を含む 12 人の 11 年 10 月1日から15年12月25日までの期間の同オンライン記録上の標準報酬月 額が13年11月及び16年1月の2度にわたり訂正されていることから、事 業主は、少なくとも申立期間以降、最後の給与支給までの期間に係る申立人 の標準報酬月額については実態に即した内容の届出を行っていたとは考え 難く、また、13年11月に行われた訂正の範囲は、政府が厚生年金保険被保 険者から保険料を徴収する権利が時効消滅していない11年10月分までに止 まっていると考えられ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については実 態に即した形に訂正されないまま放置されたと考えることが自然であるこ とから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、 社会保険事務所は、実態に即した厚生年金保険料について納入の告知を行っ ておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められ る。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A銀行B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月20日から同年9月1日まで

自分の年金記録について社会保険庁へ照会したところ、申立期間において厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があったが、自分は、昭和33年3月に株式会社A銀行に入社し、平成6年8月末日付けで定年退職するまで同行で正社員として継続して勤務したにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A銀行から提出された「行員カード(写)」及び在籍証明書から判断すると、申立人は、昭和33年3月8日付けで同行に入社し、平成6年8月31日付けで同行を退職するまでの期間、継続して同行で正社員として勤務し(昭和33年8月20日に株式会社A銀行C支店から同行B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社A銀行C支店における昭和33年7月及び同社B支店における同年9月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月2日から48年5月31日まで 厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、 加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、有限会社A石材店に勤務していた昭和43年12月21日、業務中に 事故に遭い、申立期間当時も労働者災害補償保険が適用されていた。

ところが、会社は「昭和 46 年 9 月 30 日付けの退職の『誓約書』に基づき、事務的に処理をした。」と言って、同年 10 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格の喪失手続をしていた。

自分で「誓約書」を書いて提出した覚えが無く、申立期間も有限会社A 石材店に在籍しているはずであることから、申立期間に厚生年金保険の被 保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら退職に係る「誓約書」を作成していないことから、申立期間においても、有限会社A石材店に在籍しているはずであり、在籍しているのであれば、同社の厚生年金保険被保険者であると主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立てに係る事業所において勤務し、その対価として支払われる給与から厚生年金保険料が控除されていたと認められる場合であるところ、申立人から提出された申立期間前に入院していた病院の診療記録を見ると、申立人は昭和43年12月21日に労災事故により入院し、44年7月3日に退院したことが確認でき、申立人は、申立期間における勤務状況について、「事故以来、会社には1回も行ったことが無く、申立期間当時も治療のため通院中であり、仕事ができる状態

でなかったため、出社していない。」と主張している上、有限会社A石材店が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は 46 年 10 月 1 日に同保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同社から提出された給与台帳により、申立人に対して同年9月分まで、給与が支払われ、当該給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立期間である同年 10 月以降については申立人の給与に関する記録は無く、申立人は「会社からは、給料も労災の休業補償給付も一切もらっていない。」と主張している。

これらを併せて判断すると、申立人は、昭和43年12月21日に労災事故により入院し、44年7月3日に退院した後も、通院加療中であったことから、有限会社A石材店において労働に従事していなかったものの、社会保険庁の記録でも確認できるように、46年9月までは申立人を在籍扱いとし、給与から厚生年金保険料を控除していたが、同年10月1日に同保険の被保険者資格を喪失させた後は、申立人を退職扱いとし、申立人に対し給与を支払っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料も控除していないと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年ごろから48年8月まで

株式会社Aが営業していた飲食店で勤務した期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入期間が無い旨の回答をもらった。しかし、株式会社Aに勤務していた期間は同僚全員が健康保険被保険者証をもらっていたと思うし、私も当該被保険者証を病院で使ったことを覚えている。厚生年金保険についても被保険者であったと思うので、納得がいくよう調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社Aの社員旅行の写真及び社員バッジから、 期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aの健康保険の適用について、当該事業所が加入しているB府飲食業環境衛生同業組合の事務担当者は、「当組合では、組合員となったものについて、B府食品国民健康保険組合の健康保険への加入手続を行っており、株式会社Aの事業主は、昭和42年9月5日から当組合の組合員になっている。」と供述している上、B府食品国民健康保険組合の事務担当者は、「事業主が当国民健康保険組合の加入員になっていれば、従業員も全員、当国民健康保険組合の加入員となる。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所はB府食品国民健康保険組合に加入しており、申立人も同国民健康保険組合の被保険者であったことが推認できるものの、厚生年金保険の適用について、現在の当該事業所の事務担当者は、「当社が厚生年金保険の新規適用手続を行ったのは平成10年であり、それ以前は、役員をはじめ従業員全員、国民年金に加入してもらっていた。」、申立期間当時

の事業主の子息は、「申立期間当時、株式会社AはB府飲食業環境衛生同業組合を通じて国民健康保険組合の健康保険のみ加入し、厚生年金保険の加入手続は行っていなかったと思う。同社では、厚生年金保険の加入手続をするという意識が無かった。」とそれぞれ供述していることから、当該事業所では、申立期間当時、申立人を含め従業員に対し厚生年金保険の加入手続は行っていないことがうかがえる。

また、社会保険事務所の記録によると、株式会社Aは平成10年4月1日に 厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の 適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡し、申立期間当時の事業主の子息は、「株式会社Aは昭和53年に会社を分割した際、それ以前の資料は廃棄した。」と供述している上、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間の申立人に係る厚生年金保険の取扱状況に関する供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

私は、高等学校卒業後、昭和27年4月にA市B区にあった株式会社C商会に入社した。同社では住み込みで菓子の製造業務に携わり、2年余り勤務した。

しかし、株式会社C商会で在籍した期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 28 年 3 月 16 日からとなっており、申立期間の加入記録が無いので調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び株式会社C商会に申立人より早く入社し、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、それぞれ昭和 26年 11月1日と 27年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる二人の同僚が、「申立人は株式会社C商会で2年近く勤務していたと思う。」と供述していることから、入社時期、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時株式会社C商会において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、二人の同僚のうち、昭和25年ごろに株式会社C商会に入社し、申立人と同じ菓子製造の部署で勤務していた同僚は、同社において26年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているにもかかわらず、「私は入社後5年以上勤務したが、同社では、当時はすべての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったと認識していたので、自分自身の在職期間中の厚生年金保険の加入記録があると思っていなかった。」と供述していること、二人の同僚のうち、株式会社C商会において27年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年3月10日に同資格を喪失している同僚は、

「私は申立人より何年か早く入社し5年近く勤務したが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、1年6か月間しか加入しておらず、入社後何年間かの記録は無い。足りない期間については事業主が厚生年金保険に加入してくれなかったのだと思う。」と供述している上、「申立期間当時親しかった同僚がいたが、その人の入社時期は私よりさらに早かった。」として氏名を挙げている同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日が28年3月16日となっていることを併せて考えると、事業主は、申立期間当時、入社から一定期間経過後に従業員の厚生年金保険加入手続を行っていたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、株式会社C商会は、昭和37年7月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も死亡しており、申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社C商会の健康保険厚生年金保 険被保険者名簿において、申立期間における申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない